（資格の公示）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場告示第８号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構会計規程（平成２２年４月１日規程第４５号）第２７条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和８年(2026年)10月26日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長　小髙　咲

１　資格及び調達をする役務等の種類

令和８年度において地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が締結しようとする(１)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(２)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(３)に定めるものとする。

（１）契約

令和８年(2026年)10月26日に一般競争入札の告示を行う林産試験場構内除排雪業務に係る委託契約

（２）資格

林産試験場構内除排雪業務に関する資格（以下「資格」という。）

（３）役務等の種類

林産試験場構内除排雪業務

２　資格要件

次のいずれにも該当すること。

（１）地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年４月１日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第３条に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）取扱規則第４条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（４）暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。

（６）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（７）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

（８）北海道上川総合振興局管内に本店、支店または営業所があること。

（９）除雪ドーザ（トラクターショベルホイール式、８トンクラスまたはバケット容量１．３立方メートル以上）２台及びダンプトラック（１０トンクラスまたは１４立方メートル以上）１台を自己の責任において用意し、かつ、業務を実施できること。

(10) 資格審査の申請をする日の直前５営業年度分（当該５営業年度が60月に満たない場合は直前60月分）の営業年度において、種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行したものであること。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有すると

きは、２の(10)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

４　資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

（１）申請の時期

資格審査の申請は、令和８年(2026年)10月26日から令和８年(2026年)11月６日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

（２）申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、道総研森林研究本部林産試験場のホームページ（https://www.hro.or.jp/forest/research/fpri/about/nyusatu.html）においてダウンロードすることができる。

（３）申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

５　資格審査の再申請

（１）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（２）再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（１）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の（１）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（２）有効期間の更新

資格は１の（１）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

７　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

（１）２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

（２）資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

８　資格に関する事務を担当する組織

（１）名称　道総研森林研究本部林産試験場総務部総務課

（２）所在地　郵便番号　071-0198　北海道旭川市西神楽１線１０号

（３）電話番号　０１６６－７５－４２３３　内線 ３３３